

申告に必要なもの

* 申告書

* 印鑑

* 源泉徴収票や決算書など、

昨年1年間の所得を証明する書類

* 医療費、生命保険料などがある人は、支払証明書か領収書

所得 税

所得税は、昨年1年間に得たすべての所得を、あなた自身が所得や税額を計算し納付する、申告納付制度になっています。

正しく計算し、市・県民税と同じく3月16日までに、申

所得税の確定申告の相談日

(土・日曜日は休み)

月 日	時 間	会 場
2月16日(月)	午前9時	長門税務署
3月16日(月)	午後5時	

問い合わせ先 長門税務署 ☎22441

告を行ってください。

期限を過ぎて申告されると、本税のほかに加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

申告が必要な人

■ 一般の人の場合

昨年1年間の各種所得金額の合計額が、所得控除「基礎控除(38万円)」、配偶者控除(38万円)、扶養控除(1人あたり38万円)、医療費控除など」の合計額を超える人です。昨年新しく開業した人や、昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度所得を確かめてください。

① 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人

② 地代、家賃、配当、不動産の売却などにより所得のあった人

《参考》

平成9年分の所得金額が、次の額を超える人は申告が必要です。

○ 独身者の場合 38万円

○ 夫婦者の場合 114万円

○ 夫婦と子ども1人の場合 152万円

○ 夫婦と子ども2人の場合 190万円

(配偶者に収入がなく、子どもが特定扶養親族に該当しない場合)

なお、社会保険料控除、生命保険料や損害保険料控除があれば、さらにこの金額に上積みとなります。

■ 給与所得者の場合

給与所得者(サラリーマン)の場合は、特に申告の必要はありませんが、次のような人は、確定申告が必要です。

① 給与の年収が2千万円を超える人

② 給与以外の所得が20万円を超える人

③ 給与を2か所以上からもらっている人

申告に必要なもの

* 申告書(お送りしている人のみ)

* 印鑑

* 源泉徴収票(給与や公的年金受給者のみ)

* 控除を受けている人は、各種証明書や領収書など

* 還付申告の場合は、還付金の振込先口座番号と届出印

◆ サラリーマンの 還付申告

次のような場合は、申告すれば所得税が還付されることがあります。

① マイホームをローンなどで取得した場合

② 病気や出産などで多額の医療費を支払った場合

③ 火災や風水害、盗難などの被害を受けた場合
④ 年の途中で退職し、再就職していない場合

◆ パートや 内職などの税

■ パート収入

パート収入は、通常、給与所得になります。パートの年収が103万円以下ですと所得控除額を差し引いた残額が、基礎控除額(38万円)以下になりますので、所得税はかかりませんし、配偶者控除及び、配偶者特別控除を受けることもできます。また、年収100万円以下ですと市県民税もかかりません。(下表参照)

■ 内職などの収入

内職などは、収入から必要経費を差し引いた残りが所得となりますが、家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人など、特定の人に対して継続して労務の提供をする人などについては、必要経費として65万円差し引くことができます。

したがって、収入が内職だけの場合で、年収が103万円以下ですと、パートと同様な取り扱いになります。

◆ 医療費を 支払ったときの税

パート等収入と所得税・市県民税

パート等の収入	100万円以下	100万円超103万円以下	103万円超141万円以下	141万円超
夫の所得からの配偶者控除	あり	あり	なし	なし
夫の所得からの配偶者特別控除	あり	あり	あり	なし
パート等収入への所得税	かからない	かからない	かかる	かかる
パート等収入への市県民税所得割	かからない	かかる	かかる	かかる

(注) ① 103万円ちょうどの人は配偶者特別控除はありません。
② 所得税、住民税欄は他に控除がない場合です。

などを受けるために直接必要なものが該当します。

なお、申告期間中は会場が込み合い、長時間お待ちいただくこともありますので、あらかじめ医療機関ごとに集計を済ませておきましょう。

◆ マイホームを 取得したときの税

住宅ローン等を利用してマイホームを取得したり、増改築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅取得等特別控除を受けることができます、所得税が軽減されます。

■ 控除を受ける方法

住宅取得等特別控除を受けるには、確定申告をする必要があります。ただし、サラリーマンの人は1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

■ 添付書類

* 住民票の写

* 登記簿謄本(抄) 本や請負契約書、売買契約書など、家の取得年月日・床面積・取得価格を明らかにする書類

* 住宅取得資金にかかる借入金金の年末残高等証明書

などが必要ですが、中古住宅や増改築等では別の書類も必要です。税務署または税務相談室でお尋ねください。

医療費の支払額ー保険金などで補てんされる金額ー10万円または所得の5%のうちどちらか少ない金額を医療費控除額(最高200万円)

医療費とは、①診療費・治療費・薬品代・入院費・療養費・介助料などのうち、その

症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額、②通院費用・医療器具の購入代、補助具の購入費・医師が認めた人のおむつ代などのうち、診療や治療